

## 公益社団法人川崎西法人会 職員慶弔規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人川崎西法人会（以下「本会」という。）職員就業規則第 30 条の規定に基づく表彰に伴う副賞、並びに各種慶弔に関する祝い金、弔慰金及び見舞金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (副 賞 金)

第 2 条 職員の永年勤続表彰に伴う副賞は、勤続年数に応じて次の金額を支給する。

勤続年数	副賞金
20年	10,000円
30年	10,000円

### (祝 い 金)

第 3 条 職員及び家族の結婚及び出産に関する祝い金は、対象者に応じて次の金額を支給する。

対象者	結婚	祝い金	対象者	出産	祝い金
本	人	10,000円	本	人	10,000円
子	女	10,000円	配	偶 者	10,000円
			子	女	10,000円

### (弔 慰 金)

第 4 条 職員及び家族の死亡に関する弔慰金は、対象者に応じて次の金額を支給する。

対象者	弔慰金
本 人	10,000円
配 偶 者	10,000円
父 母	10,000円
子 女	10,000円

2 前項の弔慰金の他、必要に応じて生花または花輪を贈る。

### (見 舞 金)

第 5 条 職員が疾病または事故により高度障害状態になったとき、並びに入院及び手術に関する見舞金は、内容に応じて次の金額を支給する。

内 容	要 件	見 舞 金
高度障害 見 舞 金	疾病または事故により 所定の高度障害状態になったとき	10,000円
入 院 見 舞 金	疾病または事故により 継続して10日以上入院したとき	10,000円
手 術 見 舞 金	疾病または事故により 所定の手術を受けたとき	10,000円

(支給方法)

第 6 条 祝い金、弔慰金及び見舞金の支給は現金によるものとし、本人が死亡した場合の弔慰金は遺族に支給する。

2 遺族の範囲は、死亡した本人の配偶者、子、孫、祖父母または兄弟姉妹とし、弔慰金の支給はこの順位による。

(給付金の流用禁止)

第 7 条 公益財団法人全国法人会総連合が運営する「法人会事務局役職員見舞金制度」の給付金を本規程の弔慰金及び見舞金に流用してはならない。

(改 廃)

第 8 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。